

# これだけは知っておこう著作権

講師：BS国際特許事務所  
所長 阿部伸一 弁護士

平成 28 年 2 月 9 日

近年の**情報化社会**に対応していくため、**最低限知っておかなければいけない著作権**、その他**知的財産権**について勉強しました。

知っておかなければ、**相手の権利を侵害**してしまい、大きな**損害賠償金**を支払うことになる可能性もあるので気をつけましょう。

**著作権**とは、**独創性のある文芸、美術、音楽、ソフトウェア**などの精神的作品を**創作のときから作者の死後 50 年間保護**。

